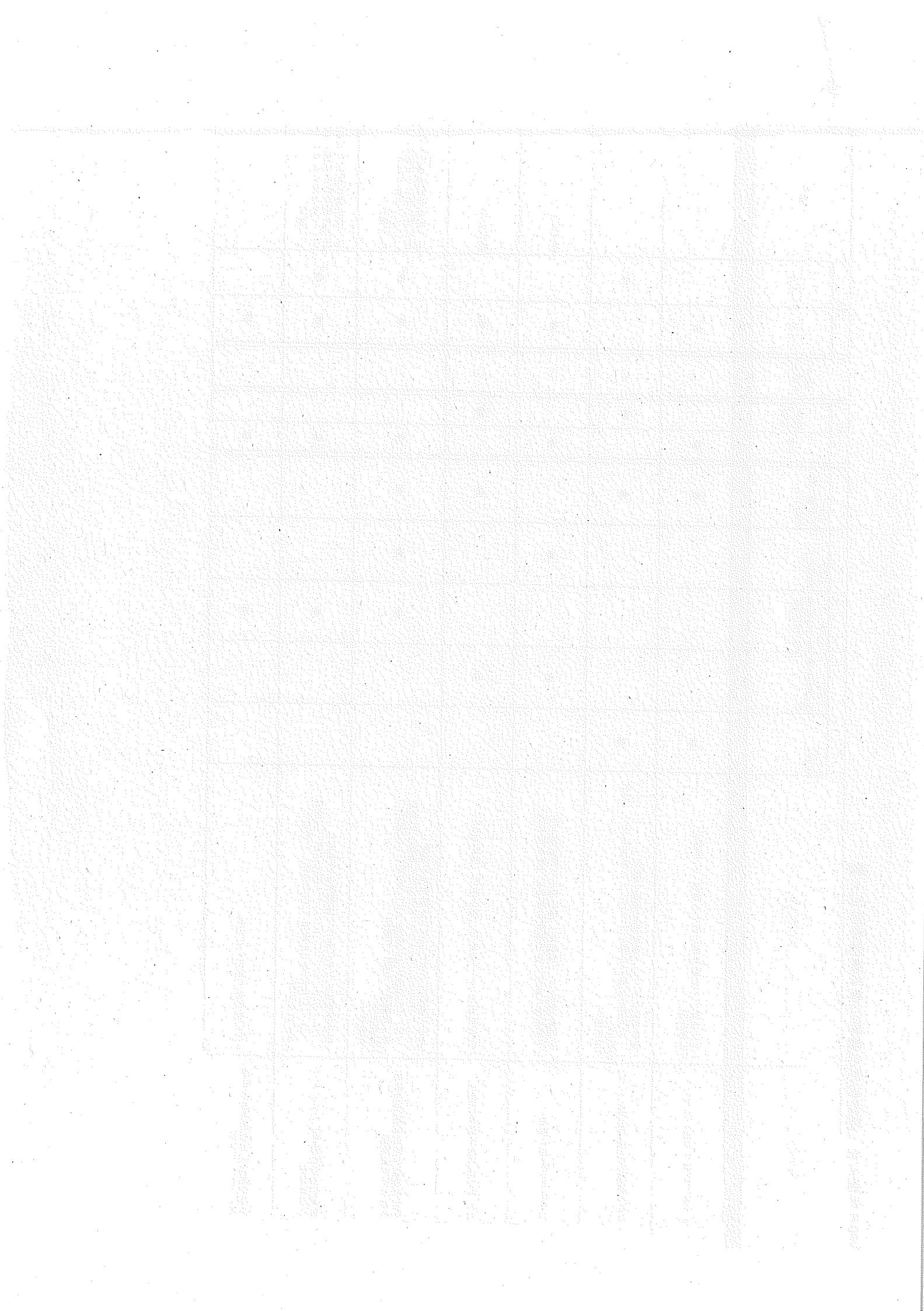


## 令和6年度入札・契約制度改革等に係る規程等改正一覧

規程等名称	主な改正点	(1) 総括 契約款関 係	(2) 総合評価落 札方式関係	(3) 組織改正	(4) 組織改正	(5) その他(体 積修正)	分類	適用	備考
		新旧 対照表	業務 委託	工事	新旧 対照表	業務 委託	工事	新旧 対照表	
① 「別規改正」									
② 工事費内訳書の取扱いについて	・入札金額の入力誤り等に対する取扱いの明確化 ・体裁修正	●	●	●	○	●	●	4月	6月
③ 業務委託費内訳書の取扱いについて	・業務委託における内訳書提出義務の緩和 ・「工事費内訳書の取扱いについて」と表記を統一（別表の追加） ・体裁修正	●	●	●	●	●	●		
④ 工事請負契約書の運用	・監督員通知への「連絡先」欄の追加（様式第4号） ・中間前払認定に係る審査の簡素化（様式第47号）	●	●	●	●	●	●		
⑤ 設計業務等委託契約書の運用	・監督員通知への「連絡先」欄の追加（様式第5号）	●	●	●	●	●	●		
⑥ 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領 簡易型総合評価落札方式における留意事項	・総合評価落札方式における評価項目の見直し (1)「ISOマネジメントシステム等の取組」の廃止 (2)「生産性向上の取組（ICTの活用）」の設定 ・施工計画書の取扱いの緩和 ・組織改正 ・体裁修正	●	●	●	●	●	●	○	※「総合評価落札方式における評価項目の見直し」における評価項目の見直しは令和6年6月1日から適用
⑦ 愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領	・技術提案書の取扱いの緩和	●	●	●	●	●	●	○	※「総合評価落札方式における評価項目の見直し」における評価項目の見直しは令和6年6月1日から適用



工事費内訳書の取扱いについての一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
(R 6. 4~)				(H 29. 4~)		
1 提出対象工事				1 提出対象工事		
全工事				全工事		
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第12条に基づき、平成27年4 月1日以降に入札公告又は指名通知するもの)				(公公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第12条に基づき、平成27年4 月1日以降に入札公告又は指名通知するもの。)		
2・3 省略				2・3 省略		
4 その他				4 その他		
<b>ア. 様式について</b>						
県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもありますので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。(工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、別添様式に準じて必ず作成のうえ提出すること。)						
<b>イ. 低入札回数の加算について</b>						
工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、入札金額が調査基準価格(最低制限価格)を下回っていたとしても、低入札回数には加算しない。						
(別添) 工事費内訳書を次のように改める。						

別添

## 工事費内訳書

○○工事

工事名を記載すること。

商号又は名称:

内 訳	金 額	備 考
○○		
○○工		
○○		
▪	工事に応じた工事区分・工種等を記載すること。	
▪		
▪		
□□工		
□□		
直接工事費		
共通仮設		
共通仮設費		
安全費		
共通仮設費(率)		
純工事費		
現場管理費		
工事原価		
一般管理費		
工事価格		
消費税額及び地方消費税額		
工事費計		

※工種ごとの金額が記載されていない、4費目(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)を記載する欄のいずれかが空白になっているなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

※少なくとも工種まで記載すること。

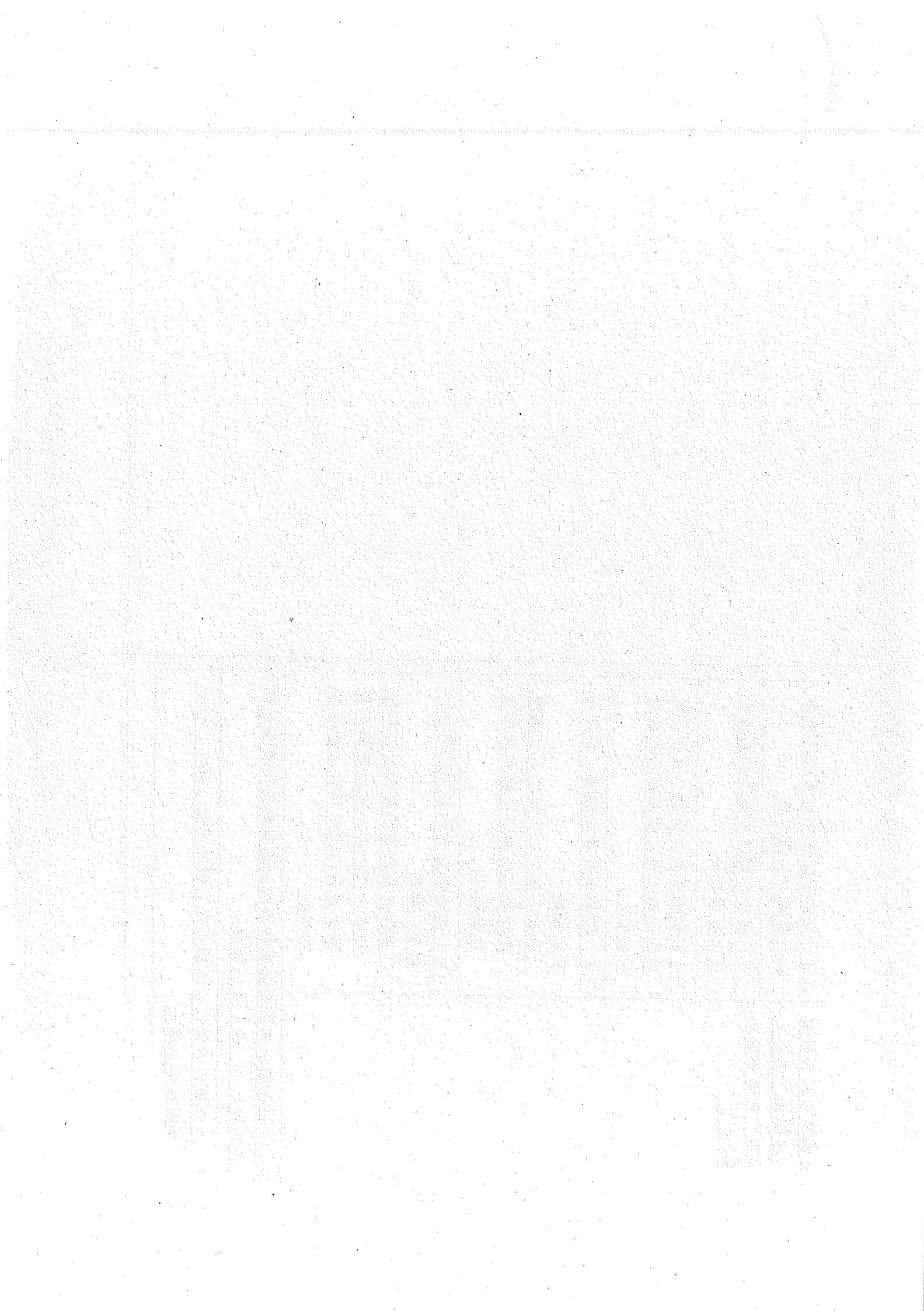
業務委託費内訳書の取扱いについて（令和4年5月11日付け4行革（行）第48号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
1 省略				1 省略		
2 適用時期	令和6年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの	令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの		2 適用時期	令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの	
3 適用方法	全ての業務委託で、原則、「業務委託内訳書」の提出を求めないこととする。 ただし、予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件については、引き続き、「業務委託内訳書」の提出を求める。	【予定価格が500万円を超える業務委託】 1) 予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件 ・県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付） 2) 上記以外 ・入札参加者の任意様式 【予定価格が500万円以下の業務委託】 ・入札参加者の任意様式		3 適用方法	【予定価格が500万円を超える業務委託】 1) 予定価格が500万円を超えた場合 ・県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付） 2) 上記以外 ・入札参加者の任意様式 【予定価格が500万円以下の業務委託】 ・入札参加者の任意様式	
4 内訳書様式等の取扱い	予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える案件は、県が内訳書の様式を提示（入札情報公開システムに様式を添付）し、提出を求めること。	4 内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。		4 内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。	4 内訳書の有効・無効の判断 当面の間、入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託費）と一致していれば有効とする。	
5				5		

業務委託費内訳書の取扱いについての一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後	(R 6. 6 ~)	改 正 前	(R 4. 6 ~)
1 提出対象業務委託（令和6年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの）	1 提出対象業務委託（令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの）	1 提出対象業務委託（令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの）	1 提出対象業務委託（令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの）	1 提出対象業務委託（令和4年6月1日以後に入札公告又は指名通知するもの）
予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）	予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）	予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）	予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）	予定価格のうち見積に基づき算出した金額が全体の50%を超える建設工事に関する調査、測量及び設計業務（入札公告又は指名通知に業務委託費内訳書の添付があるもの）
2 省略	2 省略	2 省略	3 業務委託費内訳書の様式、記載内容	3 業務委託費内訳書の様式、記載内容
3 業務委託費内訳書の様式、記載内容	3 業務委託費内訳書の様式、記載内容	3 業務委託費内訳書の様式、記載内容	入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。	入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。
入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。	入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。	入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書の設計内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した業務委託費内訳書を提出すること。	なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書の記載内容に不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。	なお、金額が記載されていないなど業務委託費内訳書の記載内容に不備があるときは、業務委託費内訳書が提出されないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。
(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略	(1)～(3) 省略
別表	1 業務委託費内訳書が未提出である	1 業務委託費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合		

<p><u>と認められる場合</u></p> <p><u>(未提出であると同視できる場合を含む。)</u></p>	<p>(2) 業務委託費内訳書とは無関係な書類である場合</p>
	<p>(3) 他の業務の業務委託費内訳書である場合</p>
	<p>(4) 白紙である場合（業務委託費内訳書に全く記載がない場合を含む。）</p>
	<p>(5) 業務委託費内訳書に押印がない場合            (電子入札システムにより業務委託費内訳書が提出された場合を除く。)</p>
	<p>(6) 業務委託費内訳書が特定できない場合            (複数の業務委託費内訳書が提出されている、他の業務の業務委託費内訳書が含まれる場合等)</p>
	<p>2 入札金額が業務委託費内訳書の業務価格（税抜業務委託料）と一致しない場合</p>
	<p>3 その他の不備により適正な見積りがなされていないと判断される場合</p>



## 様式第4号（第9条第1項及び第3項関係）

第 号  
年 月 日

(受注者)

様

地方局長  
(公印省略)

## 監督員について（通知）

年 月 日 契約に係る 第 号 工事の監督員として下記の者を充てることとしましたので、承知せられたく通知します。

なお、監督員の権限、行為等の範囲は、契約書に定める事項及び県工事執行上必要として定められている関係諸規程に規定している監督員としての指導、監督、検査及び指示事項の範囲とします。

また、必要と認める場合は、監督員を交替することがあるほか、監督員の所属する部所の他の職員が隨時監督等の業務を執行することがあるので申し添えます。

## 記

所属名	課 名	係 名	監 督 員		備 考
			職	氏名・連絡先アドレス	

- (注) 1 監督員を変更した場合は、新、旧監督員をそれぞれ記入し、備考欄に「新」、「旧」と記入すること。
- 2 2名以上の監督員において、権限を分任させた場合は、備考欄にそれぞれの権限の内容を記入すること。
- 3 本庁設計に係る工事の場合は、発信者を地方局長から部局長に訂正して使用すること。
- 4 連絡先に個人メールアドレスを利用する場合は、コリンズの登録確認など軽微な内容に限り、管理職等を含む複数職員を宛先に含めるなど、情報の共有を徹底すること。

様式第47号(第35条第4項関係)

## 工事履行報告書

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
日付	年 月 日 ( 月分)		
月別	予定工程 % ( )は工程変更後	実施工程 %	備考
(記事欄)			
年 月 日			
受注者			
注 実施工程は50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。			

## 様式第5号（第9条第1項及び第3項関係）

第 号  
年 月 日

(受注者)

様

地方局長  
(公印省略)

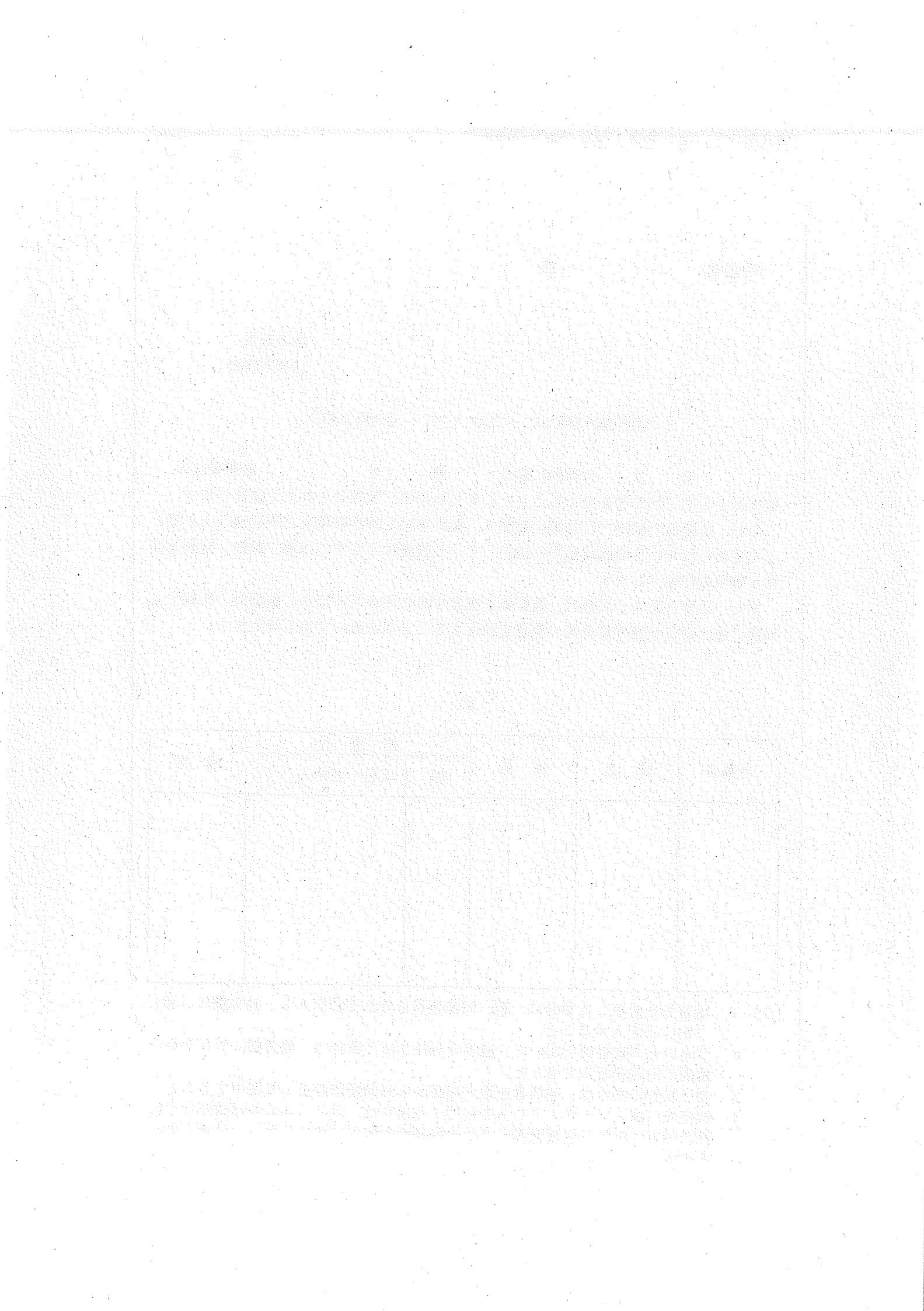
## 監督員について（通知）

年 月 日 契約に係る 第 号 業務委託の  
 監督員として下記の者を充てることとしましたので、承知せられたく通知します。  
 なお、監督員の権限、行為等の範囲は、契約書に定める事項及び業務執行上必要と  
 して定められている関係諸規程に規定している監督員としての指導、監督、検査及び  
 指示事項の範囲とします。  
 また、必要と認める場合は、監督員を交替することがあるほか、監督員の所属する  
 部所の他の職員が隨時監督等の業務を執行することがあるので申し添えます。

## 記

所属名	課 名	係 名	監 督 員		備 考
			職	氏名・連絡先アドレス	

- (注) 1 監督員を変更した場合は、新、旧監督員をそれぞれ記入し、備考欄に「新」、「旧」と記入すること。  
 2 2名以上の監督員において、権限を分任させた場合は、備考欄にそれぞれの  
 権限の内容を記入すること。  
 3 本庁設計の場合は、発信者を地方局長から部局長に訂正して使用すること。  
 4 連絡先に個人メールアドレスを利用する場合は、テクリスの登録確認など軽  
 微な内容に限り、管理職等を含む複数職員を宛先に含めるなど、情報の共有  
 を徹底すること。



愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後	
(学識経験者の意見聴取)					(学識経験者の意見聴取)
第4条	省略	第4条	省略		
2	委員の意見聴取に関する事務については、 <u>総務部総務管理局行政経営課</u> において処理する。	2	省略	3 委員の意見聴取に関する事務については、 <u>総務部行財政改革局行革分権課</u> において処理する。	
	(適正な履行の確保)				(適正な履行の確保)
第11条	簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかつたため、 <u>加点評価</u> のあつた評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。	第11条	簡易型総合評価落札方式において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかつたため、 <u>加点評価</u> のあつた評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。		
	(1) 実施することとしていた生産性向上の取組(ＩＣＴの活用)を実施しなかつた場合				(1) 使用するものとしていた主作業船及び建設機械(掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)を除く。)を使用しなかつた場合
	(2) 使用するものとしていた主作業船及び建設機械(最大積載量2t以上)を除く。)を使用しなかつた場合				(2) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等(担当技術者又は現場代理人)を配置できなくなつた場合
	(3) 配置することとしていた30歳未満又は35歳未満の若手技術者等(担当技術者又は現場代理人)を配置できなくなつた場合				(3) 全ての下請を県内業者とする施工(県内業者が元請として自社施工する場合を含む)を計画していたが実施できくなつた場合
	(4) 全ての下請を県内業者とする施工(県内業者が元請として自社施工する場合を含む)を計画していたが実施できくなつた場合				

別表1、別表2及び別表2-2を次のように改める。

(別表1)  
【土木一式工事の場合】

評価項目等(施工計画型)

(1) 施工計画について			
選択	評価項目	評価内容	評価基準
選択	施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。 施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。 施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。
選択	工程管理に係る技術的所見	工事の実施手順及び工期設定の妥当性	工事の実施手順が適切で、工期が大幅に短縮される。 工事の実施手順が適切で、工事がやや短縮される。 工事の実施手順が適切で、各工種の期間設定が適切である。
選択	品質管理に係る技術的所見	コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、工夫が見られる。 品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる。 品質の確認方法、管理方法が現場条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえており適切である。

(2) 企業の施工能力について			
選択	評価項目	評価内容	評価基準
選択	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり 類似工事の実績あり 上記以外
必須	工事成績評定点	過去3か年度の工事成績評定平均点	80点以上 79点 78点 77点 76点 75点 75点未満
必須	優良工事表彰歴	土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 表彰なし
選択	生産性向上の取組(ICTの活用)	当該工事におけるICTの活用	施工プロセスの全てでICTを活用(ICT全面活用) 施工プロセスの一部でICTを活用(ICT部分活用) その他のICTを活用 いずれも活用しない

※1 「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。
同種工事
類似工事

※2 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。
---

(3) 計画予定技術者について			
選択	評価項目	評価内容	評価基準
選択	同種・類似工事の從事経験	過去15年間の主任(監理)技術者及び現場代理人としての同種・類似工事の從事経験	主任(監理)技術者として同種工事の從事経験あり 主任(監理)技術者として類似工事の從事経験あり 現場代理人として同種工事の從事経験あり 現場代理人として類似工事の從事経験あり 上記以外
選択	主任(監理)技術者の保有する資格	保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。) 上記以外
必須	継続学習(CPD)の取組み	CPDの取得単位数	100ユニット以上 80ユニット以上100ユニット未満 60ユニット以上80ユニット未満 40ユニット以上60ユニット未満 20ユニット以上40ユニット未満 20ユニット未満

※1 「同種・類似工事の從事経験」では、上記(2)の※1に掲げる工事に該当するものを評価する。
※2 「同種・類似工事の從事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての從事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては從事経験に含まない。

(4) 技術力の継続的な確保について			
選択	評価項目	評価内容	評価基準
選択	設備等施工体制	(航船・PC橋・水門扉工事等で工場製作を行う場合) 製作工場の有無 (主作業船を利用する海上工事の場合) 所有する主作業船の有無又は使用	県内にあり 県内になし 当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用 上記以外
必須	災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画(BCP)の認定の有無	認定あり 認定なし
必須	県内下請業者の活用	全ての下請業者(二次以下を含む)が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する 上記以外	5 0
必須	若手技術者等の育成	若手技術者等(35歳未満)の現場への配置 若手技術者等(35歳未満)の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置 35歳未満を担当技術者として配置 30歳未満を現場代理人として配置 35歳未満を現場代理人として配置 上記以外

(5) 地理的要件			
必須	評価項目	評価内容	評価基準
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無	同一市町内にあり 旧地方局管内にあり 現地方局管内にあり 上記以外

(6) 地域貢献度			
必須	評価項目	評価内容	評価基準
必須	災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績 次の①～③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 灾害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績 次の①～③までのいずれかの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 灾害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績 上記以外
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績	5回以上の参加実績あり 5回未満の参加実績あり 参加実績なし
選択	(工種が一般土木の場合) 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	2件以上の契約実績あり 契約実績あり 契約実績なし

※ 「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれの年度においても実績がある場合に限る。

\* 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(別表2)  
【土木一式工事の場合】

評価項目等(実績確認型)

(1) 企業の施工能力について			/50	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点 得点
選択	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり 類似工事の実績あり 上記以外	10 5 0
必須	工事成績評定点	過去3か年度の工事成績評定点	80点以上 78点以上80点未満 76点以上78点未満 74点以上76点未満 72点以上74点未満 70点以上72点未満 70点未満	20 18 16 14 12 10 0
必須	優良工事表彰歴	土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 表彰なし	10 5 0
選択	生産性向上の取組 (ICTの活用)	(設計金額1億円以上の工事の場合) 当該工事におけるICTの活用	施工プロセスの全てでICTを活用(ICT全面活用) 施工プロセスの一部でICTを活用(ICT部分活用) その他のICTを活用 いずれも活用しない	10 5 3 0

\*1 「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事

類似工事

\*2 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(2) 配置予定技術者について			/20	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点 得点
選択	同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者及び現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者として同種工事の従事経験あり 主任(監理)技術者として類似工事の従事経験あり 現場代理人として同種工事の従事経験あり 現場代理人として類似工事の従事経験あり 上記以外	10 6 4 2 0
必須	主任(監理)技術者の保有する資格	(災害復旧工事以外の設計金額1億円以上の工事の場合) 保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。) 上記以外	5 0
必須	主任(監理)技術者の保有する資格	(災害復旧工事及び設計金額1億円未満の工事の場合) 保有する資格の有無	監理技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。) 主任技術者になれる資格(実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。) 上記以外	5 3 0
必須	操縦学習(CPD)の取組み	CPDの取得単位数	100ユニット以上 80ユニット以上100ユニット未満 60ユニット以上80ユニット未満 40ユニット以上60ユニット未満 20ユニット以上40ユニット未満 20ユニット未満	5 4 3 2 1 0

\*1 「同種・類似工事の従事経験」では、上記(1)の\*1に掲げる工事に該当するものを評価する。

\*2 「同種・類似工事の従事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(3) 技術力の継続的な確保について			/25	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点 得点
選択	設備等施工体制	(鋼橋・PC橋・水門鋼門工場等で工場製作を行う場合) 製作工場の有無	県内にあり 県外になし	10 0
		(主作業船を用いる海上工事の場合) 所有する主作業船の有無又は使用	当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用 上記以外	10 0
		(工事が土木一式における一般土木の場合) 掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)の所有の有無	掘削系建設機械及びダンプトラック(最大積載量2t以上)を所有 掘削系建設機械を所有 上記以外	5 3 0
必須	災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画(BCP)の認定の有無	四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり 認定なし	5 0
必須	県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	全ての下請業者(二次以下を含む)が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事を自ら施工する 上記以外	5 0
必須	若手技術者等の育成	若手技術者等(35歳未満)の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置 35歳未満を担当技術者として配置 30歳未満を現場代理人として配置 35歳未満を現場代理人として配置 上記以外	5 4 2 1 0

(4) 地理的要件			/15	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点 得点
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無	同一市町内にあり 旧地方局管内にあり 上記以外	15 8 0

(5) 地域貢献度			/30	
	評価項目	評価内容	評価基準	配点 得点
必須	災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績	次の①~③までの全ての実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績	15
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績	次の①~③までのいずれかの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績	10
選択	年間維持工事等の契約実績	(工事が一般土木の場合) 過去2か年度の年間維持工事等の契約実績	5回以上の参加実績あり 5回未満の参加実績あり 参加実績なし 2件以上の契約実績あり 契約実績あり 契約実績なし	5 3 0 10 5 0

\* 「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれの年度においても実績がある場合に限る。

\* 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、条件に応じて変更する場合がある。

## (別表2-2)

【設計金額2億円以上の工事のうち、「実績確認型」によることができるもの（土木一式工事）の場合】

## 評価項目等（実績確認型）

(1) 企業の施工能力について		評価内容	評価基準	配点	得点
選択 実績	同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり 類似工事の実績あり 上記以外	10 5 0	/10
	必須 工事成績評定点	過去3か年度の工事成績評定平均点	80点以上 79点 78点 77点 76点 75点 75点未満	20 18 16 14 12 10 0	
			2回以上の知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 知事表彰又は四国地方整備局長表彰あり 表彰なし	10 5 0	
選択 優良工事表彰歴	土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴	当該工事におけるICTの活用	施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用） 施工プロセスの一部でICTを活用（ICT部分活用） その他のICTを活用 いずれも活用しない	10 5 3 0	/10

※1 「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事

類似工事

※2 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては施工実績に含まない。

(2) 配置予定技術者について		評価内容	評価基準	配点	得点
選択 経験	同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任（監理）、技術者及び現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任（監理）技術者として同種工事の従事経験あり 主任（監理）技術者として類似工事の従事経験あり 現場代理人として同種工事の従事経験あり 現場代理人として類似工事の従事経験あり 上記以外	10 6 4 2 0	/10
			監理技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。） 上記以外	5 0	
			監理技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。） 主任技術者になれる資格（実務経験年数又は大臣認定により取得した資格を除く。） 上記以外	5 3 0	
			100ユニット以上 80ユニット以上100ユニット未満 60ユニット以上80ユニット未満 40ユニット以上60ユニット未満 20ユニット以上40ユニット未満 20ユニット未満	5 4 3 2 1 0	
必須	継続学習（CPD）の取組み	CPDの取得単位数			/5

※1 「同種・類似工事の従事経験」では、上記(1)の※1に掲げる工事に該当するものを評価する。

※2 「同種・類似工事の従事経験」について、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては従事経験に含まない。

(3) 技術力の継続的な確保について		評価内容	評価基準	配点	得点
選択 体制	設備等施工体制	(鋼橋・PC橋・水門屋根工事等で工場製作を行う場合) 製作工場の有無 (主作業船を用いる海上工事の場合) 所有する主作業船の有無又は使用	県内にあり 県内になし 当該工事に要する能力以上の主作業船を所有又は所有する主作業船を当該工事で使用 上記以外	10 0 10 0	/5 ~10
			掘削系建設機械及びダンプトラック（最大積載量2t以上）を所有 掘削系建設機械を所有 上記以外	5 3 0	
			四国建設業BCP等審査会又はえひめ建設業BCP等審査会の認定あり 認定なし	5 0	
			全ての下請業者（二次以下を含む）が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事を全てを自ら施工する 上記以外	5 0	
必須	災害時の事業継続力	災害時の事業継続計画（BCP）の認定の有無			/5
必須	県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画			/5
必須	若手技術者等の育成	若手技術者等（35歳未満）の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置 35歳未満を担当技術者として配置 30歳未満を現場代理人として配置 35歳未満を現場代理人として配置 上記以外	5 4 2 1 0	/5

(4) 地理的要件		評価内容	評価基準	配点	得点
必須	本・支店、営業所の有無	同一市町内（管内）での本・支店、営業所の所在の有無	同一市町内にあり 旧地方管内にあり 現地方管内にあり 上記以外	15 10 5 0	/15

(5) 地域貢献度		評価内容	評価基準	配点	得点
必須 実績	災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績	次の①～③までの全ての実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績	15	
			次の①～③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績	10	/15
			次の①～③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練バトロールへの参加実績	5	
			上記以外	0	
			5回以上の参加実績あり 5回未満の参加実績あり 参加実績なし	5 3 0	
			2件以上の契約実績あり 契約実績あり 契約実績なし	10 5 0	
					/10
必須	公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績			
必須	（工事が一般土木の場合） 年間維持工事等の契約実績	過去2か年度の年間維持工事等の契約実績			

※「災害対応等の実績」について、災害協定に基づく訓練バトロールへの参加実績は、過去2か年度のいずれの年度においても実績がある場合に限る。

※ 本表は、土木一式工事に係る標準的な様式であり、評価内容及び評価基準については、案件に応じて変更する場合がある。

(別添) 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における施工計画作成に係る注意事項について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
施工計画の体裁等について			
2 施工計画の体裁等について			2 施工計画の体裁等について
① 省略	② 次の条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、	① 省略	② ファイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があつた場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。
② 次の条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、	・ファイル形式又は用紙サイズに係る条件を満たしていないときは、その者の施工計画は「評価しない」。	② ファイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があつた場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。	② ファイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があつた場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。
省略	省略	省略	省略
③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工計画は「評価しない」こととする。	③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。	③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。	③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行つた入札を「無効」とする。
省略	省略	省略	省略
④ 省略	⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断したときは、その者の施工	④ 省略	⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があつた場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行つ
省略	省略	省略	省略

計画は「評価しない」こととする。

以下省略

た入札を「無効」とする。

以下省略

(様式4) 企業の施工能力についての一部を次のように改める。

(様式4)

(用紙A4)

## 企業の施工能力について

工事名 :

商号又は名称 :

### (1) 施工実績

工事名	
発注者名	
工事場所	
契約金額	
完成時期 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 過去15年以内 <input type="checkbox"/> 完成後15年超経過
受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(代表者) (出資比率 %) <input type="checkbox"/> 共同企業体(代表者以外の構成員) (出資比率 %)
工事概要等	○○○○  ○○○○

注1 入札公告に掲げる要件をすべて満たす同種工事等の元請としての施工実績について記載すること。

工事場所は、市町村名まで記載すること。

2 工事場所は、市町村名まで記載すること。  
3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。

受注形態等の( )内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。

4 受注形態等の( )内は、其同正業体における旨の出資比率を記載する。  
5 記載した内容は、施工実績を証する書類により確認できるものであること。

※工事概要等の左欄には 同種工事等の施工実績として求める事項を記載すること。

【施工計画型又は実績確認型の場合（工種が解体工事のときを除く。）】

## (2) 工事成績評定点

(2) 工事成績評定点  
過去(3・6)か年度の工事成績評定平均点 点

注 発注する工事が施工計画型又は実績確認型の場合に、前（3・6）か年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の格付け業種に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。）の平均点（小数第1位を四捨五入した整数）を記載すること。

前年度又は前々年度に65点未満の工事がある場合も、平均点の算定に加味すること。

※工事成績評定対象は、土木一式工事は3か年度（港湾・海上工事及びP C橋上部工事については、6か年）  
（度）土木一式工事以外は6か年度であるため、表中及び注書きの（3・6）のいずれかとすること。

【工種が土木一式で施工計画型又は実績確認型の場合】

(3) 優良工事表彰歴

土木一式工事における過去5か年度の優良工事表彰歴 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 2回以上 <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> なし
--	---

注 発注する工事の工種が土木一式工事で施工計画型又は実績確認型の場合に、当該年度を除く過去5か年度における国土交通省四国地方整備局長表彰又は愛媛県知事表彰の表彰歴（土木一式工事に限る。）を記載すること。

なお、記載した内容は、表彰状の写しにより確認できるものであること。

【設計金額1億円以上の土木一式工事の場合（県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）】

(4) 生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）

当該工事における生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）について <u>（いずれかの□に必ず印を付し、実施する内容（要領等において種別の区分があるものは種別まで）を記載すること。）</u>	(1)	<input type="checkbox"/> この工事における施工プロセスの全てでＩＣＴを活用します。 (ＩＣＴ全面活用) 活用する具体的な工種・種別
	(2)	<input type="checkbox"/> この工事における施工プロセスの一部（次の組合せ）でＩＣＴを活用します。（ＩＣＴ部分活用） ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、 ③ ＩＣＴ建設機械による施工、⑤ 3次元データの納品 活用する具体的な工種・種別
	(3)	<input type="checkbox"/> この工事において、(1)(2)以外の方法で生産性向上に資するＩＣＴを活用します。 活用する具体的な工種・種別や技術
	(4)	<input type="checkbox"/> いずれも活用しません。

注 評価基準は以下のとおりとする。

（要領等）

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県ＩＣＴ活用工事実施工要領（土木部）

愛媛県農地整備課ＩＣＴ活用工事実施工要領（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事試行実施工要領（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」という。）  
港湾事業における I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（国土交通省）

I C T 活用工事（地盤改良工）実施要領（国土交通省）

I C T 活用工事（法面工）実施要領（国土交通省）

I C T 活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（国土交通省）

I C T 活用工事（基礎工）実施要領（国土交通省）

I C T 活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領（国土交通省）

I C T 活用工事（擁壁工）実施要領（国土交通省）

情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）

森林整備保全事業 I C T 活用工事試行実施要領（林野庁）

森林整備保全事業 I C T 活用工事試行積算要領（林野庁）

※上記のほか、工事を所管する発注機関に関する最新の要領を適用する。

(考え方)

「施工プロセス」：① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ I C T 建設機械による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品

「I C T 全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実施

「I C T 部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①②④⑤の組合せで実施

※港湾事業は、国の要領等による。

(1) 施工プロセスの全てで I C T を活用（I C T 全面活用）：10点

県要領で定める「I C T 全面活用」を実施する場合又は県要領に定めの無い工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合

当該工事で I C T を活用する工種・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価する。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床堀工・法面整形工）のみを実施する場合は、I C T 全面活用として評価しない。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価する。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価する。

※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価する。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、I C T 全面活用として評価しない。

(2) 施工プロセスの一部で I C T を活用（I C T 部分活用）：5点

県要領で定める「I C T 部分活用」を実施する場合又は県要領に定めの無い工種について、国要領で定める施工プロセス①②④⑤を実施する場合

当該工事で I C T を活用する工種・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価する。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価する。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価する。

※国要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工事における主たる構造物を含む1構造物以上で実施すれば評価する。

(3) その他の I C T を活用：3点

県要領で定める「その他 I C T 活用」を実施する場合

当該工事で活用する工事・種別（要領等において種別の区分があるものは必ず種別まで）や I C T 技術を具体的に記載すること。具体的な記載がない場合は評価しない。

《評価できる事例》

(ア) 10点、5点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合は除く。

(ウ) ワンマン測量を実施する場合

(エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の実施要領（案）」で定める出来形管理を行う場合

(オ) 基礎工事等において、施工精度をリアルタイムで監視できるシステム等を用いて精度管理を行う場合

(カ) 「愛媛県土木部における情報共有システム試行要領」に基づき ASP を活用する場合

(キ) その他、上記に類する場合

・県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価する。

・I C T 活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しない。

・実施することとしていた生産性向上の取組（I C T の活用）について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点する。

施行計画型及び実績確認型の評価値算出表を次のように改める。

施工計画型(土木一式工事)  
評価算定表(年)

評価値算出表(日月年)

年 命 算 值 評 価 (工 事 一 式 土 木 )

1

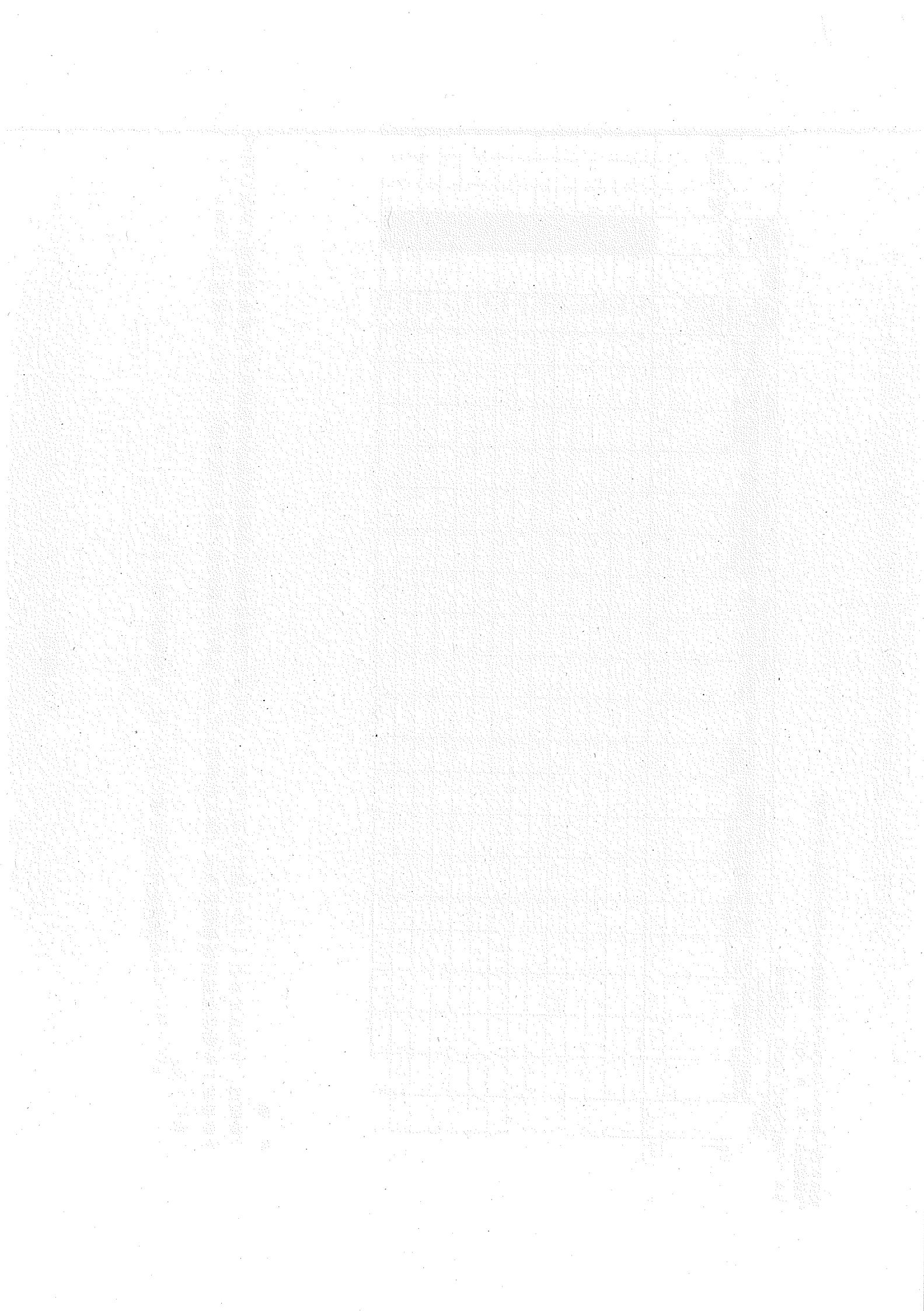
実績確認型（設計金額2億円以上）（工事二式工事）

大英圖書出版社編印年目

目次

- 1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。ただし、改正後の愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領第4条及び別添「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における施工計画作成に係る注意事項について」の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 前項本文の施行日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。



簡易型総合評価落札方式における留意事項（平成21年6月3日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(令和6年6月～)

省略

III 評価項目の設定  
評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工

事の場合）

評価区分	評価項目	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	施工上配慮すべき事項。 工程管理に係る技術的所見。	選択：30。 選択：30。	選択：30。 選択：30。	選択：30。 選択：30。
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績。 工事成績評定点。 優良工事表彰歴。 生産性向上の取組み（ICTの活用）。	必須：10。 必須：20。 必須：10。 選択：10。	必須：10。 必須：20。 必須：10。 選択：10。	必須：10。 必須：20。 必須：10。 選択：10。
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験。 主任（監理）技術者の保有する資格。 経営学習（CPD）の取組み。 設備等施工体制。	選択：5。 必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 必須：5。 選択：10。
技術力の継続的な確保	災害時の事業継続力。 県内下請業者の活用。 着手技術者等の育成。	必須：5。 必須：5。 必須：5。	必須：5。 必須：5。 必須：5。	必須：5。 必須：5。 必須：5。
地理的要件	本・支店、営業所の有無。 災害対応等の実績。	必須：15。	必須：15。	必須：15。
地元貢献度	公共交通機関事業への参加実績。 公共土木施設整備事業への参加実績。 年間維持工事等の実績実績。	必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 選択：10。
合 計		225。	130。	95。

改	正	前
(令和6年6月～)	(令和6年2月28日～)	省略

III 評価区分及び評価項目の設定  
評価項目の設定は、次のとおりとしています。（土木一式工事の場合）

評価区分	評価項目	施工上配慮すべき事項。 工程管理に係る技術的所見。 品質管理に係る技術的所見。	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
施工計画	同種・類似工事の施工実績。 工事成績評定点。	選択：10。 選択：10。	選択：10。 選択：10。	選択：10。 選択：10。	選択：10。 選択：10。
企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績。 工事成績評定点。	必須：10。 必須：20。	必須：10。 必須：20。	必須：10。 必須：20。	必須：10。 必須：20。
配置予定技術者	同種・類似工事の従事経験。 主任（監理）技術者の保有する資格。 経営学習（CPD）の取組み。	選択：5。 必須：5。 必須：5。	選択：5。 必須：5。 必須：5。	選択：5。 必須：5。 必須：5。	選択：5。 必須：5。 必須：5。
地理的要件	本・支店、営業所の有無。 災害対応等の実績。	必須：15。	必須：15。	必須：15。	必須：15。
地元貢献度	公共交通機関事業への参加実績。 公共土木施設整備事業への参加実績。 年間維持工事等の実績実績。	必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 選択：10。	必須：5。 必須：5。 選択：10。
合 計		225。	130。	95。	95。

ただし、この表は原則であり、工事の内容によって変更しますので、個別の工事の入札公告における評価項目等でご確認ください。

IV 評価項目の評価	1 省略	2 個別事項
------------	------	--------

IV 評価項目の評価  
1 省略  
2 個別事項

(1) 省略

(2) ①～③省略

#### ④生産性向上の取組（ICTの活用）（10点）

評価内容、評価基準	配点
当該工事で実施する生産性（ICTの活用による効率化）を評価。	10.
施工プロセスの全般でICTを活用。（ICT全面活用）	10.
施工プロセスの一部でICTを活用。（ICT部分活用）	5.
その他のICTを活用。（その他も活用しない。）	3.
	0.

- この評価項目は、発注する工事の工種が土木一式工事で、設計金額1億円以上の施工計画型及び実績確認型の場合（いざれも、県内業者の参加が見込まれる場合に限る。）に設定し、ICT活用により生産性向上が図られる場合に評価します。

評価基準は以下のとおりとします。  
(要領等)

愛媛県が定める要領等（以下「県要領」という。）

愛媛県ICT活用工事実施要領（土木部）

愛媛県農地整備課ICT活用工事実施要領（農林水産部）

愛媛県森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領（農林水産部）

国土交通省等が定める要領等（以下「国要領」とい  
う。）

港湾事業におけるICTの全面的な活用の推進に  
関する実施方針（国土交通省）

ICT活用工事（地盤改良工）実施要領（国土

(1) 省略

(2) ①～③省略

#### ④ISOマネジメントシステム等の取組み（5点）

評価内容、評価基準	配点
県内事業所におけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズ及びエコアクション21を取得。	5.
ISO9000シリーズ・14000シリーズ及びエコアクション21を取得。	4.
ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得。	3.
エコアクション21のダッシュボードを取得。	2.
いずれも取得なし。	0.

- この評価項目は、県内業者の参加が見込まれる施工計画型及び設計金額2億円以上の実績確認型の場合に設定します。
- 愛媛県内にある事業所（発注工事の工種に係る建設業法上の営業所に限る。）において認証取得し、開札において有効であるマネジメントシステム等を評価します。
- 認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる内容を記載してください。

<u>交通省</u>	<u>ICT活用工事（法面工）実施要領</u> （国土交通省）
<u>ICT活用工事（付帯構造物設置工）実施要領</u> <u>（国土交通省）</u>	<u>ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領</u> （国土交通省）
<u>ICT活用工事（基礎工）実施要領</u> （国土交通省）	<u>ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））実施要領</u> （国土交通省）
<u>ICT活用工事（擁壁工）実施要領</u> （国土交通省）	<u>ICT活用工事（擁壁工）実施要領</u> （国土交通省）
<u>情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省）</u>	<u>森林整備保全事業ICT活用工事試行実施要領</u> <u>（林野庁）</u>
<u>森林整備保全事業ICT活用工事試行積算要領</u> <u>（林野庁）</u>	<u>※上記のほか、工事を所管する発注機関に關係する 最新の要領を適用します。</u> <u>（考え方）</u>
	<u>「施工プロセス」：①3次元起工測量、②3次元設 計データ作成、③ICT建設機 械による施工、④3次元出来形 管理等の施工管理、⑤3次元デ ータの納品</u>
	<u>「ICT全面活用」：施工プロセス①～⑤を全て実</u>

施

「ICT部分活用」：施工プロセス①②③⑤又は①

②④⑤の組合せで実施

※港湾事業は、国の要領等によります。

ア 施工プロセスの全てでICTを活用（ICT全面活用）：10点

県要領で定める「ICT全面活用」を実施する場合又は県要領に定めの無い工種について、国要領で定める施工プロセス全てを実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床堀工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち1種別以上で実施すれば評価します。ただし、土木工事施工管理基準の規定等により一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別（床堀工・法面整形工）のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※国要領で活用可能な種別が複数ある場合、1種別以上で実施すれば評価します。ただし、一部の施工プロセスが「該当なし」となる工種・種別のみを実施する場合は、ICT全面活用として評価しません。

## イ 施工プロセスの一部で ICT を活用 (ICT 部分活

用) : 5 点

県要領で定める「ICT 部分活用」を実施する場合又は県要領に定めの無い工種について、県要領で定める施

工プロセス①②④⑤を実施する場合

※土工の場合、工種・種別（掘削工・床掘工・盛土工・法面整形工・基盤造成・表土整地）のうち 1 種別以上で実施すれば評価します。

※舗装工の場合、路盤工又はアスファルト舗装工等のみの実施でも評価します。

※土工及び舗装工において、県要領で定める対象工事の施工量に満たない工事においても上記と同様に実施すれば評価します。

※県要領で活用可能な構造物が複数ある場合は、当該工事における主たる構造物を含む 1 構造物以上で実施すれば評価します。

ウ その他の ICT を活用 : 3 点

県要領で定める「その他 ICT 活用」を実施する場合  
《評価できる事例》

(ア) 10 点、5 点に該当しない施工プロセスで実施する場合

(イ) 全ての段階確認、材料確認及び立会について、遠隔臨場で実施する場合。ただし、監督員との協議により現場で実施する場合及び省略する場合を除きます。

(ウ) ワンマン測量を実施する場合

(エ) 橋脚等の鉄筋構造物において、国土交通省の  
「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測の  
実施要領(案)」で定める出来形管理を行う場合

(オ) 基礎工事等において、施工精度をリアルタイム  
で監視できるシステム等を用いて精度管理を行  
う場合

(カ) 「愛媛県土木部における情報共有システム試行  
要領」に基づきASPを活用する場合

(キ) その他、上記に類する場合

- ・ 県要領に基づき、「発注者指定型」又は「受注者希望型」の対象とする工事についても、本項目の対象とし、実施する内容に応じて評価します。
- ・ ICT活用は本項目において優先して評価し、同様の内容を施工計画型の施工計画として提案した場合、施工計画としては評価しません。
- ・ 實施することとしていた生産性向上の取組(ICTの活用)について、受注者の責により実施しなかった場合は、工事成績評定要領細則に基づき、当該工事の工事成績評定点を減点します。

以下省略

以下省略

(別紙1) 簡易型総合評価落札方式における施工計画評価に関する留意事項について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	正	後	改	正	前
1～8	省略			1～8	省略	
9.	総合評価の評価区分「企業の施工能力」の評価項目「生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）」として評価した内容は、施工計画としては重複評価しません。			9.	施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。	
	「企業の施工能力」の「生産性向上の取組（ＩＣＴの活用）」の項目を優先して評価し、同様の内容は施工計画としては評価しません。			10.	施工計画の作成について 記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成（当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者の責任において施工計画が作成されていることを意味する。）することを義務付けています。	
				11.	施工計画の作成状況の確認について 入札参加者から提出された施工計画の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理（主任）技術者に対してヒアリングを行います。	
				12.	施工計画の作成状況の確認について 施工計画を作らが作成していないことが認められる場合又は11のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の施工計画は評価対象としません。	
				13.	施工計画の履行状況の確認について 記載内容（監督員との協議により履行しないこととした	記載内容（監督員との協議により履行しないこととした

項目は除く。以下同じ）は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかつた場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されるとを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されますので確認してください。

以下省略

項目は除く。以下同じ）は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかつた場合は、工事成績評定点を減点します。そのため、記載内容は担保されるとを念頭に作成してください。

なお、工事成績評定点の減点方法は以下に記載されますので確認してください。

以下省略

愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領（平成23年8月8日制定）の一部を次のように改正する。  
様式1を次のように改める。

(様式 1)

(用紙 A 4)

技術提案書

工事名 :  
商号又は名称 :

評価項目	○○○○○について
------	-----------

提案 1	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案 2	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

提案 3	着目点 ( )
当該現場の課題	
具体的な提案内容	
実施効果	
実績及びその効果	

\*別添「愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式における技術提案書作成に係る注意事項について」を必ず  
参照のうえ、本様式の設定を変更することなく作成すること。

- 注 1 技術提案は 1 評価項目に対し 3 提案とし、着目点ごとに 1 提案記載すること。  
2 技術提案書（本様式）は評価項目数にかかわらず、図表を含め A4 判で 4 ページまでとすること。  
3 文字は、10 ポイントとし、できるだけ簡潔に記載すること。  
4 作成に当たっては、Word 形式で行い、提出すること。  
(ファイル形式に係る条件を満たしていないときは、その者の技術提案は評価しない。)  
5 実績及びその効果については、実績（工事名・発注者名・コリングス番号等）及びその実際の効果を簡潔に記載すること。ただし、自社の実績がない提案の場合は、効果の技術的根拠（NETIS は登録番号で可）を具体的に記載すること。  
6 入札参加者自らが作成すること。（配置予定技術者の責任において作成されていることをいう。）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。